

新入者安全衛生教育のご案内

西尾労働基準協会

〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4F

TEL/FAX(0563)56-0244

労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第35条により、事業者は労働者を雇い入れた時は当該労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うことが義務づけられています。

当協会では、事業主に代わって新入社員を対象に下記の要領で講習会を開催致しますので、この機会に受講下さいますようご案内申し上げます。

記

1. 講習日程及び会場

日 程	時 間	会 場
2026年 3月31日(火)	9:30~16:00	にしん文化会館(西尾市文化会館) 西尾市山下町泡原30番地

2. 定 員 : 70名

3. 会 費 : 会 員 7,968円
非会員 12,968円
(テキスト代・消費税含む)
昼食は各自でご準備くださいますようお願いいたします

4. 申込方法 : 別に定める申込書に所定事項を記入し、3月17日(火)までに西尾労働基準協会へ郵送またはFAXでお申込みください。
尚、講習実施7日前までに取消し連絡のない場合、会費の返却はいたしません。

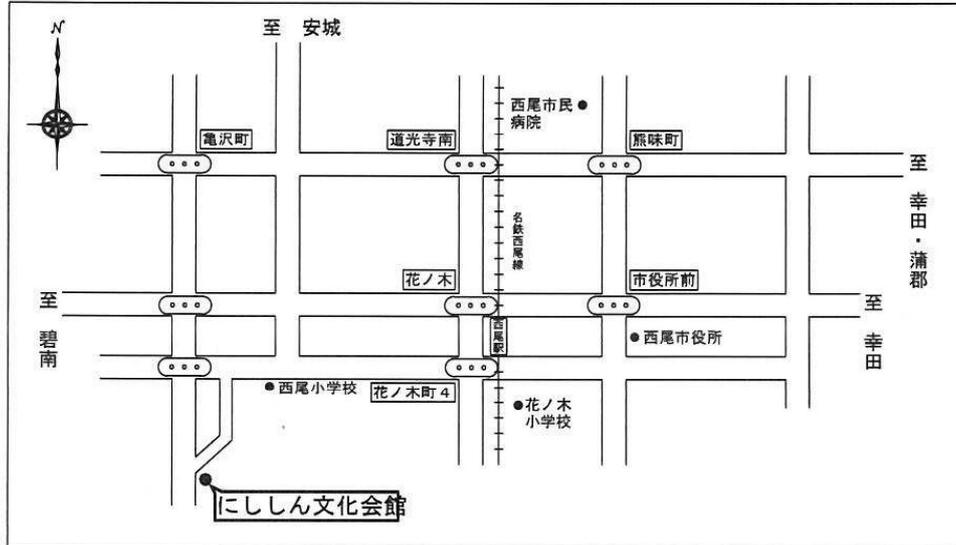
5. 修了証の交付 : 全課程を修了されましたら、事業所には保管用記録として修了証明書を交付致します。

6. 会場案内

にししん文化会館

〒445-0877 西尾市山下町泡原30番地 Tel.0563-54-5855 (代表)

駐車場有



- 名鉄西尾駅から徒歩20分
- くるりんバス市街地線・右まわりコースで12分